

## 志學館大学事務組織及び事務分掌規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則に基づき、志學館大学の事務組織及び事務分掌について定める。

(事務組織)

第2条 事務組織を次のとおり定める。

事務局	総務課
	学務課
	進路支援課
	入試広報課

(職 制)

第3条 事務組織に従った職制を次のとおり定め、それぞれの課に調査役及び係を置くことができる。

事務局長	総務課長
	学務課長
	進路支援課長
	入試広報課長

(総務課)

第4条 総務課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 本学の事務に関する総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 学則その他諸規程の制定・改廃に関すること。
- (3) 大学運営会議、教授会及び研究科委員会等主管する委員会に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 公文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (6) 教職員の人事に関すること
- (7) 教職員の服務、福利厚生に関すること。
- (8) 儀式その他諸行事及び渉外に関すること。
- (9) 学生便覧の編集発行に関すること。
- (10) 大学の中・長期計画に関すること。
- (11) 学部学科等の設置・改廃に関すること。
- (12) 点検・評価に関すること。
- (13) I Rに関すること。
- (14) 社会連携センター、心理相談センター及び発達支援センターに関すること。

- (15) 予算・決算に関すること。
- (16) 諸経費の支払いに関すること。
- (17) 物品の購入、契約、管理及び寄付採納に関すること。
- (18) 施設設備の整備・保全及び営繕に関すること。
- (19) 構内の環境整備に関すること。
- (20) 防火設備の維持管理及び防火・防災訓練の計画・実施に関すること。
- (21) 私学共済事務に関すること。
- (22) 科学研究費補助金等公的研究費に関すること。
- (23) 車両に関すること。
- (24) 図書等の受入・保管に関すること。
- (25) 図書等の分類、装備、目録の作成・保管に関すること。
- (26) 図書等の閲覧・貸出・参考業務・利用指導に関すること。
- (27) 図書等の相互利用等に関すること。
- (28) 大学地域コンソーシアム鹿児島事務に関すること。
- (29) 所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。
- (30) その他、他の課の所掌に属しない事項  
(学務課)

第5条 学務課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生の修学及び生活指導に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 休学、退学及び卒業等の学籍に関すること。
- (4) 障がい学生等支援に関すること。
- (5) 学生の賞罰に関すること。
- (6) 試験及び成績に関すること。
- (7) 教員免許及び資格等に関すること。
- (8) 教員免許状更新講習に関すること。
- (9) 学外実習等に関すること。
- (10) 課外活動全般及び学友会の指導に関すること。
- (11) 学生の安全に関すること。
- (12) 特待生、奨学金、アルバイト等に関すること。
- (13) 学生の健康に関すること。
- (14) 学納金等に関すること。
- (15) 学生の諸証明書に関すること。
- (16) 学生の通学及び修学環境の整備に関すること。
- (17) 女子学生寮に関すること。
- (18) 国際交流（学術交流及び学生交流）に関すること。
- (19) 科目等履修生、研究生及び聴講生に関すること。
- (20) 情報基盤センター、学生支援センター、高大接続教育センター、教職センター及び保健

センターに関すること。

(21) 所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。

(進路支援課)

第6条 進路支援課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生の進路相談・指導に関すること。
- (2) 職場開拓に関すること。
- (3) 進路に係る情報収集及び広報に関すること。
- (4) 就職斡旋に関すること。
- (5) 進路支援プログラムに関すること。
- (6) キャリア形成科目に関すること。
- (7) インターンシップに関すること。
- (8) 進路支援センター及び資格センターに関すること。
- (9) 所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。

(入試広報課)

第7条 入試広報課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 入学者選抜試験の企画立案に関すること。
- (2) 入学者選抜試験区分制度の調査評価に関すること。
- (3) 学生募集の方針・計画及び企画立案に関すること。
- (4) 入学者・編入学者・転入学者の選抜の実施に関すること。
- (5) 特待生の選考に関すること。
- (6) 学生募集要項の作成に関すること。
- (7) 大学入学共通テストに関すること。
- (8) 大学説明会、高等学校訪問等に関すること。
- (9) 学生募集のほか、広報全般に関すること。
- (10) 高等学校への模擬授業に関すること。
- (11) 所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。

(大学院に関する事務)

第8条 大学院に係る事務は、第4条から第7条の定めるところにより分掌する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年9月3日から施行し、平成11年4月1日適用する。
- 2 鹿児島女子大学事務組織規程（昭和54年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月28日から施行し、平成19年10月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年8月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。